

議第104号 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）の一部改正（令和6年政令第102号による改正）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の一部改正（令和6年厚生労働省令第65号による改正）に伴い、関係条例の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

この度、生活衛生等関係行政の機能強化並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の確保を目的として、政令及び省令が一部改正され、布設工事監督者の資格要件のうち、実務経験について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道、道路、河川等の実務経験が追加されたほか、学歴及び学科要件について「土木工学科（土木科）」以外の課程並びに国家資格（1級土木施工管理技士）が追加されました。

また、水道技術管理者については、資格要件に国家資格（1級土木施工管理技士）が追加されました。

これに伴い、呉市においても政令及び省令と同等の資格要件を設けるため、関係条例について、所要の規定の整備をするものです。

3 関係条例

- (1) 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）
- (2) 野呂山専用水道給水条例（平成16年呉市条例第24号）

4 施行期日

令和7年4月1日